令和7年度「新潟市在宅テレワーカー育成就労支援事業」企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点(200点満点)をその提案者の得点とする。 選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

評価項目		크다 /m 소·니 브	ππ H-
大項目	小項目	評価の視点	配点
1 実施内容	(1) 社会情勢・実施目的 の理解	本市の課題やニーズを的確に分析した上で、事業の実施方針を明確に定めていること	10 点
	(2) 事業の周知、応募受付、 支援対象者の選考・決定	事業の周知及び応募受付等について、効果的な内容が 提案され、実施が見込めること	15 点
	(3) 職業訓練プログラム (IT スキルの付与) 等の実施	職業訓練プログラムの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること	30 点
	(4) 支援対象者に対する 就職支援の実施	伴走型就労支援として、効果的な手法が提案され、実 施が見込めること	30 点
	(5) 求人の開拓、求人 紹介・マッチング	市内事業者からのテレワーク就労が可能な求人の開拓に向けて、事業者に対する伴走型支援を含めた効果的な手法が提案され、実施が見込めること	30 点
	(6) 市内事業者に対す る在宅テレワーカー の活用促進	市内事業者の多様な人材活用に向けて、効果的な手法が提案され、実施が見込めること	30 点
	(7) 関係機関等との連携	連携が必要な関係機関等を把握した上で、連携の効果 的な手法が提案され、実施が見込めること	10 点
2 運営体制	(1)成果目標の実現可能性	支援の進め方やスケジュール等を明らかにし、確実な 実施が見込めること	20 点
	(2) 適切な進行管理	業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理 の適切な実施が見込めること	15 点
	(3) 個人情報管理 · 法令遵守	個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方 法が提案され、実施が見込めること	5点
3その他	(1)ワーク・ライフ・バランス等を 推進する取組	企画提案評価基準「別表 ワーク・ライフ・バランス等 を推進する取組に関する評価項目」のうち1つ以上に 該当する	5点
合 計			

別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目

選定基準 · 評価項目	採 点 基 準	確認書類
ワーク・ライ フ・バランス 等を推進す る取り組み	□次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が 100 人以下)が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
	□次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を 受けている。	認定証の写し
	□厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同 する企業として、女性活躍推進を宣言している。	ホームページの 宣言企業詳細 画面の写し
	□新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。	登録証の写し
	□過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。	申請書及び許可書の写しなど
	□役職者(係長相当職以上)に占める女性の割合が30%以上である。	確認できる書類
	□女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。	認定証の写し
	□女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの)が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
	□新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている(従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む)	受賞決定通知又は表彰状の写し

- ※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する
- ※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第 1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最 も高い提案者を第1位として決定する
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が 120 点を下回る場合は失格とする
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が 120 点を上回っても、大項目「1 実施内容」及び「2 運営体制」毎の得点が基準に満たない場合には失格とする